

最高裁判所裁判官国民審査法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○最高裁判所裁判官国民審査法施行規則（昭和二十三年総理庁令第二十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（審査予定裁判官に関する通知事項）</p> <p>第一条 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号。以下「令」という。）第一条に規定する総務省令で定める事項は、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第三百三十六号。以下「法」という。）別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の法第一条に規定する裁判官（以下「裁判官」という。）を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めるときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。</p> <p>（審査に付される裁判官に関する通知事項）</p> <p>第二条 令第三条第四号に規定する総務省令で定める事項は、法別記様式備考第四号に規定する場合において、中央選挙管理会が同一氏名の裁判官を区別するに足りる事項として投票用紙に記載する事項を定めるときはその旨その他中央選挙管理会が必要と認める事項とする。</p> <p>（投票録、開票録、審査分会録及び審査録の調製）</p> <p>第二条 審査の投票録、審査の開票録、審査分会録及び審査録は、別記様式に準じて調製しなければならない。</p> <p>（投票及び開票に関するその他の事項）</p> <p>第四条 法及び令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査</p>	<p>第一条 投票録、開票録、審査分会録及び審査録は、別記様式に準じてこれを調製しなければならない。</p> <p>第二条 最高裁判所裁判官国民審査法及び同法施行令その他同法に基づい</p>

の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

(裁判官の氏名等の揭示における揭示事項)

第五條 令第十九條第二項に規定する総務省令で定める事項は、令第十八條第六号に規定する裁判官の氏名等の揭示に掲載する審査に付される裁判官の中に氏名及び令第一條に規定する任命年月日（以下この項において「任命年月日」という。）が同一である者が二人以上ある場合において、当該氏名及び任命年月日が同一である者を区別するに足りる事項として中央選挙管理会が定める事項とする。

別記

(投票録様式)

その一

備考

1 略

2 指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は国民審査法施行規則第4條の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15條の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。

て発する命令に規定するもののほか、最高裁判所の裁判官の任命に関する国民審査の投票については、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による。

第三條 最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百一十二号）第二十五條第三項の規定により審査公報を発行しない区域は、衆議院議員の選挙における選挙公報を発行しない区域である。

別記

(投票録様式)

その一

備考

1 略

2 指定投票区若しくは指定関係投票区である場合又は国民審査法施行規則第2條の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15條の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合には、その旨を「何投票区」に続いて記載すること。

<p>3～8 略</p> <p>9 指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票」欄及び6(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は国民審査法施行規則第4条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。</p> <p>10 略</p> <p>(開票録様式) 略 (別紙参照)</p> <p>(審査分会録様式) 略 (別紙参照)</p>	<p>3～8 略</p> <p>9 指定関係投票区である場合には、この様式中「不在者投票」欄及び6(6)の欄に斜線を引くこと。ただし、繰延投票が行われ当該投票区に属する審査人がした不在者投票の送致を受けた場合又は国民審査法施行規則第2条の規定によつてその例によることとされた公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となつた場合は、この限りでない。</p> <p>10 略</p> <p>(開票録様式) 略</p> <p>(審査分会録様式) 略</p>
--	--

(別添①)

(開票録様式)

平成何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査開票所開票録

何開票区

1	開票所開設場所	何市(区)役所 (何町村役場)	(何の場所)			
2	開票立会人	党 派 氏 名	参 会 時 刻	選 任 年 月 日	選 任 の 事 由	
	衆議院小選挙区 選出議員の選挙 (1) における開票立 会人で審査にお ける開票立会人 となつた者			/	/	
	(2) 開票管理者の選 任した者					
3	開票所開閉時刻	平成何年何月何日 午前(後)何時何分開始		平成何年何月何日 午前(後)何時何分閉鎖		
4	拒否の決定等を受 けた投票	受 理	不 受 理			
5	開 票 の 結 果					
(1)	投票の内訳	投票総数	有 効 投 票		無効投票	無効投票率
			総 数	国民審査法第22条第2項の規 定の適用を受けたもの		
						%
(2)	罷免を可とする 投票の数、罷免 を可としない投 票の数及び記載 を無効とされた ものの数	氏 名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数	
(3)	無効投票の内訳	点字投票以外	所定の用紙を用いないもの	×の記号以外の事項を記 載したもの	審査に付される裁判官としてその氏名が印刷され た者が1人の場合、×の記号を自ら記載したもの でないもの(審査に付される裁判官としてその氏 名が印刷された者が2人以上の場合、そのすべて について記載を無効とされたもの)	
		点字投票	所定の用 紙を用い ないもの	審査に付される 裁判官の氏名 のほか、他事を記 載したもの	審査に付される 裁判官の氏名以 外の事項のみを 記載したもの	審査に付される裁判官が1 人の場合、その者の氏名を 自書しないもの(審査に付さ れる裁判官が2人以上の場 合、そのすべてについて記 載を無効とされたもの)
(4)	点 字 投 票					票
6	開票事務従事者	1 市区町村選挙管理委員会書記			何人	
		総数何人	内 2 市区町村の職員		何人	
		3 その他の者			何人	

平成何年何月何日調製

開票管理者 (職) 氏 名

我々は、この開票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

開票立会人 氏 名

備考

- 1 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が1人の場合にあつては、「記載無効」に関する該当欄は斜線を引くものとする。
- 2 審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が2人以上の場合、これらの者のすべてについて最高裁判所裁判官国民審査法第22条第2項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- 3 審査に付される裁判官が2人以上の場合、これらの者のすべてについて最高裁判所裁判官国民審査法施行令第9条第2項の規定の適用を受けた投票は、5の(3)の欄中の該当する箇所に記入すること。
- 4 この様式に掲げる事項のほか、開票管理者において、開票に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。

(別添②)

(審査分会録様式)
平成何年何月何日
執 行

最高裁判所裁判官国民審査分会録

何審査分会

1	審査分会場開設場所	都 (何道府県)		庁	(何の場所)	
2	審査分会立会人	党 派	氏 名	選任年月日	参会時刻	選任の事由
(1)	あらかじめ選任された者					
(2)	臨時に選任された者					
3	審査分会開閉時刻	平成何年何月何日 午前(後)何時何分開会		平成何年何月何日 午前(後)何時何分閉会		
4	審査の結果					
(1)	投票の内訳	投票総数	有効投票		無効投票	無効投票率
			総 数	国民審査法第22条第2項又は同法施行令第9条第2項の規定の適用を受けたもの		
						%
(2)	罷免を可とする投票の数、 罷免を可としない投票の数 及び記載を無効とされたものの数	氏 名	罷免を可とする投票の数	罷免を可としない投票の数	記載を無効とされたものの数	
5	選挙人名簿に登録されている者の総数					何人
6	審査分会事務従事者	総数 何人 内	1	都道府県選挙管理委員会書記	何人	
			2	都道府県の職員	何人	
			3	その他の者	何人	

平成何年何月何日調製

我々は、この審査分会録の記載が真正であることを確認して、署名する。
審査分会長 (職) 氏 名
審査分会立会人 氏 名
審査分会立会人 氏 名
審査分会立会人 氏 名

備考 この様式に掲げる事項のほか、審査分会長において、審査分会に関し必要と認める事項があるときは、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を用いることができる。